報告第２９号

専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２７年８月２７日提出

亀山市長　　櫻　井　義　之

別　紙

専決処分書

専決第３号

専決処分書

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次の事件を専決処分する。

平成２７年７月３１日専決

亀山市長　　櫻　井　義　之

市消防訓練施設管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて

１　事故原因及び状況

平成２６年１２月１７日午前１０時４５分頃、関消防署訓練施設のブルーシートが舞い上がり、県道津関線を走行していた相手方車両を破損させた。

２　相手方住所及び氏名

[redacted]

３　損害賠償の額

８６，４００円